

○生駒市立学校給食センター運営協議会規則

昭和 41 年 11 月 25 日

教委規則第 1 号

生駒町立学校給食センター運営協議会規則をここに公布する。

生駒市立学校給食センター運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市立学校給食センター条例(昭和 57 年 4 月生駒市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 7 条第 2 項の規定に基づき、生駒市立学校給食センター運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 23 教委規則 2・一部改正)

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 奈良県郡山保健所長
- (2) 条例第 4 条に規定する学校の長(以下「学校長」という。)
- (3) 生駒市 PTA 協議会を代表する者
- (4) 学校長が選任する学校給食主任
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他委員会が必要と認める者

(平 20 教委規則 4・全改、平 23 教委規則 2・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 20 教委規則 4・旧第 4 条繰上)

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人

(平 20 教委規則 4・旧第 5 条繰上・一部改正)

(選出)

第 5 条 会長及び副会長は、協議会において互選する。

(平 20 教委規則 4・旧第 6 条繰上)

(職務)

第 6 条 会長は会議を総括し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(平 20 教委規則 4・旧第 7 条繰上)

(招集)

第 7 条 協議会は、会長が招集する。

(平 20 教委規則 4・旧第 8 条繰上)

(運営)

第 8 条 協議会は、毎年度に 2 回開催する。ただし、会長において必要と認めたときは、この限りでない。

2 委員会の委員は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(平 20 教委規則 4・旧第 9 条繰上、平 23 教委規則 2・一部改正)

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決定する。

(平 20 教委規則 4・旧第 10 条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 9 月教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 7 月教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 5 月教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 4 月教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 7 月教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 5 月教委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月教委規則第 2 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月教委規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市立学校給食センター運営協議会規則第 3 条に規定する委員(以下「旧委員」という。)である者(同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者を除く。)は、改正後の生駒市立学校給食センター運営協議会規則(以下「新規則」という。)第 2 条に規定する委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。

附 則(平成 23 年 1 月教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市立学校給食センター運営協議会規則第 2 条第

2 項に規定する委員(以下「旧委員」という。)である者は、改正後の生駒市立学校給食センター運営協議会規則(以下「新規則」という。)第 2 条第 2 項に規定する委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。

- 3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。